

公示

本競技会は(社)日本自動車連盟(JAF)公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAF国内競技規則書並びに本特別競技規則書に従って開催される。

第1条 大会名

2010JRSCCエビスラップタイムアタックⅠ(Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ)

第2条 オーガナイザー

ジュビターレーシング&スポーツカークラブ(JRSCC)

第3条 開催日

- 第1戦 5月16日(日)
- 第2戦 7月18日(日)
- 第3戦 8月15日(日)
- 第4戦 10月31日(日)

第4条 開催コース

エビスサーキット東コース  
右回り 2061m/周  
福島県二本松市沢松倉1番地

第5条 大会役員・主要競技役員

- |         |                 |          |
|---------|-----------------|----------|
| 大会組織委員長 | 塩澤三子夫           |          |
| 同副委員長   | 熊久保信重           | 柳下 雄二    |
| 同委員     | 倉島 守            | 大内 信実    |
| 大会審査委員長 | 伊藤 浩幸           |          |
| 同委員     | 清野 茂            | 鳴海 友明    |
| 競技長     | 柳下 雄二(コース委員長兼務) |          |
| 計時委員長   | 鈴木 則子           | (副)倉島 守  |
| 技術委員長   | 岩田 邦夫           | (副)大内 信実 |
| 救急委員長   | 三浦 英之           |          |
| 大会事務局長  | 菅野美由紀           |          |
- その他、大会審査委員、執行競技役員、大会医師は、大会プログラムまたは、公式通知に示す。

第6条 競技内容

1. 種目と格式
  - ① 種目:サーキットトライアル
  - ② 格式:準国内(JAF公認部門)  
:クローズド
2. 参加車両とクラス区分
  - ① 2010年JAF国内競技車両規則P,N,S,A,B車両
  - ② ターボ等過給装置付きエンジンは、係数1.7を乗じたクラスに移行される。

③ クラス区分

- 1) JAF公認部門
  - 1 A-1クラス 1600cc以下の2輪駆動(P,N,S,A,B)
  - 2 A-2クラス 1601~2000ccの2輪駆動(P,N,S,A,B)
  - 3 A-3クラス 2001以上の2輪駆動(P,N,S,A,B)
  - 4 A-4クラス 4輪駆動(P,N,S,A,B)
- 2) クローズド部門
  - 1 C-1クラス 1600cc以下の2輪駆動(P,N,S,A,B)
  - 2 C-2クラス 1601~2000ccの2輪駆動(P,N,S,A,B)
  - 3 C-3クラス 4輪駆動(P,N,S,A,B)

④ 参加台数が6台に満たない場合は上位クラスへ編入、合併する場合がある。(第33条3.参照)

3. 参加資格

- ① JAF公認部門  
有効な国内B級ライセンス及び国内A級ライセンス所持者。ただし、過去2年間に全日本選手権及び地方選手権レース上位入賞者を除く。
- ② クローズド部門  
4輪運転免許証所持者で当クラブの会員及び当日有効の準会員とする。  
\*クローズド部門出場者は、国内B級ライセンスが取得できません。

4. 競技方法

20分間のラップタイム計測×2ヒート

第7条 燃料

ガソリンスタンドで一般市販されている、レギュラーガソリンおよび無鉛ハイオクガソリンとする。

第8条 参加申込期間

- 第1戦 4月16日(金)~5月3日(月)
- 第2戦 6月18日(金)~7月5日(月)
- 第3戦 7月15日(木)~8月2日(月)
- 第4戦 9月30日(木)~10月18日(月)

第9条 参加申込

1. 申込先  
エビスサーキット内JRSCCラップタイムアタック大会事務局  
〒964-0088 福島県二本松市沢松倉1番地  
TEL:0243-24-2972 FAX:0243-24-2936
2. 申込方法  
参加申込書記載の上、参加料を添えて現金書留で送付すること。
3. 参加料  
参加料:18000円  
参加1台あたり、ピットクルーは3名までとする。
4. 参加受理  
正式に受理されたものに対し、参加受理書を送付する。正式に受

理された参加料は一切返還しない。

5. 参加定員

- ① 48名(24名×2組走行時)
- ② 競技運営、タイムスケジュール等の都合により参加定員を定める場合がある。
- ③ 参加受付の優先順位は申込順とする。

6. エントリーの拒否

オーガナイザーは理由を明かすことなくエントリーを拒否することができる。この場合、拒否の通知と共に参加料より手数料3000円を差し引いた金額を返却する。

7. ゼッケンナンバー

ゼッケンナンバーはオーガナイザーが指定し、受理書に示される。

第10条 ドライバーの変更

1. 原則として変更はできない。
2. 負傷などやむを得ない理由で参加できない場合、大会審査委員会の承認を得て変更することができる。この申請は、変更手数料10000円を添えて公式車両検査10分前までに文書で大会事務局に届け出ること。

第11条 参加車両の変更

1. 変更手数料10000円を添えて公式車両検査までに文書で大会事務局に届け出ること。
2. スペアカーの使用はできない。

第12条 参加者およびドライバーの遵守事項

1. 国際モータースポーツの規則、同付則、国内競技規則、同付則および本大会特別規則、運営上のあらゆる規定、競技規則の指示に従うものとし、これらに違反するものは大会審査委員会の決定によりモータースポーツ審査委員会に提議され、資格停止処分以上の罰則が適応される場合がある。
2. スポーツマンシップに則ったマナー、言動を保つこと。
3. 薬品などによって精神をつろつたり飲酒してはならない。
4. 禁煙は指定された場所以外で行ってはならない。
5. クレデンシャルカードは、見やすいところへつけること。
6. 会場内での空ふかし、急発進、ブレーキテスト、暴走行為、エンジン始動中のジャッキアップをしてはならない。
7. ハブドック内における盗難、事故などに十分気をつけること。これらに関しては参加者の責任とし、オーガナイザーは責任を負わない。

第13条 メディカルチェック

1. オーガナイザーがメディカルチェックを実施する場合、示された時間・場所においてメディカルチェックを受けこと。
2. 1.以外にも競技長が必要と判断した時は、受診を指示する場合がある。

第14条 公式車両検査

1. タイムスケジュールに示す時間・場所において公式車両検査を受けること。
2. 車両以外に次の装備も検査を受ける。
  - ① ヘルメット(JIS規格C種またはSNELL等)2010JAF国内競技車両規則第4編付則『スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱』に従うこと。
  - ② グローブ(指のでない耐火炎性または皮製のもの)
  - ③ 服装は木綿製または耐火性の長袖および長ズボン
  - ④ 活動的なシューズ(レーシングシューズ、運動靴等)
3. 競技終了後、上位入賞車両及び抗議対象車両について車両分解検査などの再検査を行う場合がある。技術委員長が再検査を行う場合、参加者またはその代理人が責任を持って分解、組み立てを行うものとする。
4. オーガナイザーが配布する自動計測器(発信器)を競技開始前に搭載すること。
5. 車検合格後に車両に変更を加えた場合、技術委員による再承認を受けること。
6. 公式車両検査を受けない場合、修正できない場合、技術委員長の行う再車検に応じない場合、検査の結果が不合格の場合は失格となる。これらにより出走が出来なかった場合でも参加料の返還はしない。

第15条 フリーフィンク

全てのドライバーの参加を義務づける。欠席の場合、出走は認められずリタイヤとなる。

第16条 競技

1. コースイン
  - ① オフィシャルによる合図に従ってコースインする。
  - ② ピットの出口および各自のピットから出走することができる。
  - ③ ピットの出口からトラックに縦クワイトラインを横切ってはならない。
2. 走行
  - ① 国際モータースポーツ競技規則付則H項に従って表示される信号旗に従うこと。
  - ② 信号旗の意味

緑旗 (フラッグタワー/ポスト)	計測開始/危険解除。
黄旗	前方に障害物/危険有り、徐行、追い越し禁止。
赤の縦線のある黄旗	トラックの表面が滑りやすい、注意。
白旗	トラック上に低速走行車両があり。
青旗	追い越し車両あり。
黒旗(ゼッケンボードと共に表示)	次の周に自己のピットへ戻れ

オレンジ色の円形のある黒旗(ゼッケンボードと共に表示)	次の周に自己のピットへ戻れ
赤旗	競技を中止し、直ちにピットに停止せよ
チェッカー旗	競技終了。チェッカー旗を受けた後は追い越し禁止。

- ③ 国際モータースポーツ競技規則付則L項第IV章『サーキットにおけるドライブ行為の為の規律』を遵守すること。
3. 計測
  - ① コースインの合図からチェッカーフラッグを受けるまで計測される。ただし、先頭車両がチェッカーフラッグを受けてから2分後に計測は終了する。
  - ② 赤旗による中断が発生した場合、大会審査委員会の承認を得て、走行時間を短縮あるいは、競技終了とする場合がある。
4. ピットイン
  - ① ピットインする場合、100R手前の「P」看板から合図を出し、トラック右側を走行すること。
  - ② ピットロードの制限速度は40km/hとする。
  - ③ リバースギアは、使用禁止。
5. ホームストレート
  - ① レーシングスピードで走行できなくなった場合、走行ラインを外して走行すること。
  - ② コース左側で車両を停めた場合、コース横断は禁止とする。
6. 終了  
チェッカーフラッグを受けたら、クールダウンラップを1周して自己のピットへ戻ること。クールダウンラップ中は追い越し禁止とする。
7. 順位決定
  - ① 2回の計測でベストタイムの速い者を上位とする。
  - ② 同タイムの場合、セカンドタイムにより決定する。
  - ③ 同タイムの場合、ベストタイムを先に計測した者を上位とする。
  - ④ 同時の場合、大会審査委員会の決定による。
  - ⑤ 天候、トラックコンディションの変化は一切考慮されない。
8. 競技からの除外  
走行続行または2回目の走行が危険と判断された場合、大会審査委員会の承認を得て当該走行から除外または2回目の走行を認めない場合がある。

第17条 賞典および賞の制限

1. 賞典  
公式通知に示す。
2. 賞の制限

16台以上	13~15台	11~12台	8~10台	6~7台	2~5台
6位まで	5位まで	4位まで	3位まで	2位まで	1位のみ

第18条 損害の補償

1. 参加者は、参加車両及び、その付属品が破損した場合、理由の如

何を問わずその責任は参加者が負わなければならない。

2. 参加者、ドライバー、ピットクルーは、オーガナイザー、大会役員、競技役員及び係員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち大会役員、競技役員および係員は、その役務の最善を尽くすことは勿論であるが、もしその役務執行によって起きた参加者、ドライバー、ピットクルーの負傷、死亡および車両の損害に対して、オーガナイザー、大会役員、競技役員および係員は一切の保証責任を負わなければならないものとする。

第19条 抗議

参加者は国内競技規則に従って抗議することができる。

第20条 大会の成立

第1ヒートが終了した時点で成立とする。

第21条 競技会の延期・中止・短縮・合併・分離

1. 保安上または不可抗力のために競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、大会審査委員会の決定により競技会の延期、中止および短縮を行う。中止の場合は参加料を返還する。
2. 短縮の場合は各クラスごとに順位判定ができるが出来る限り該当クラスは成立したもものとする。
3. 参加台数が6台に満たないクラスの場合はそのクラスの挙行を中止または他のクラスとの合併を行う場合がある。

第22条 オーガナイザーの権限

1. 本規則第9条7.に示す参加の拒否
2. 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
3. 全ての参加者、ドライバー、ピットクルー及び競技車両の音声、写真、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が行使用することを許可できる。

第23条 本特別競技規則の解釈

本規則に疑義が生じた場合、参加者は文章によって質疑申し立てが出る。質疑に対する回答は、大会審査委員会の解釈を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第24条 本特別競技規則の施行

本規則は、参加申込受付開始と同時に有効となる。

大会組織委員長 塩澤圭子夫



Jupiter Racing & Sport Car Club